

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-3-3
処分の種類	危険防止の命令			
根拠法令条例等・条項	電気工事業の業務の適正化に関する法律第27条第1項及び第2項			
処分の概要	電気工事業者が法第27条第1項の各号及び第2項に該当するときは、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難)</p> <p>電気工事業の業務の適性化に関する法律 (危険等防止命令)</p> <p>第27条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者又はこれらに第17条の2第1項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>一 登録電気工事業者又はこれらに第17条の2第1項の規定による通知をした通知電気工事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であるとき。</p> <p>二 第23条又は第24条の規定に違反して電気工事業を営んでいるとき。</p> <p>2 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者又は他の都道府県知事に第17条の2第1項の規定による通知をした通知電気工事業者であつて当該都道府県の区域内において業務を行うものが前項各号の一に該当する場合においては、当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者に対し、当該都道府県の区域内における業務に関し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	昭和45年法律第96号			